

2024 年度 介護保険法改正

共通事項

1. 処遇改善加算の一本化

【概要】

- ・介護現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のベースアップへとつながるよう、令和 6 年 6 月以降、加算率の引上げがあります。
- ・介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善等の措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算(以下、「現行の 3 つの処遇改善加算」という)について、現行の 3 つの処遇改善加算の各要件および、加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。
- ・また、現行の 3 つの処遇改善加算から、一本化された介護職員等処遇改善加算に移行するための経過措置として、介護職員等処遇改善加算(V)(1)~(14)を設け、取得状況に基づいて加算率を算定することとなります。

【改定日】

令和 6 年 6 月 1 日から

■単位数

- ・加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。

単位(%)

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護	24.5	22.4	18.2	14.5
夜間対応型訪問介護				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
通所介護	9.2	9.0	8.0	6.4
地域密着型通所介護				
特定施設入居者生活介護	12.8	12.2	11.0	8.8
認知症対応型共同生活介護	18.6	17.8	15.5	12.5
小規模多機能型居宅介護	14.9	14.6	13.4	10.6
看護小規模多機能型居宅介護				

出典：令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）